

2 指定居宅介護支援事業者		
事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
つかだ介護支援室	長野県長野市大字小島742-37	平成19年6月16日
介護支援ホットライン福寿	長野県安曇野市豊科4995番地11 コーポケルン201号	” ”
3 指定介護予防サービス事業者		
(1) 介護予防訪問介護		
事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
松本市松風園訪問介護事業所	長野県松本市大字入山辺1509番地1	平成19年6月16日
あんじゅり梓	長野県松本市梓川倭2284-1 フレグランスあんじゅA101号	” ”
(2) 介護予防居宅療養管理指導		
事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
布山歯科医院	長野県安曇野市三郷温2251-1	平成19年6月16日
(3) 介護予防特定施設入居者生活介護		
事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
松本市立松風園	長野県松本市大字入山辺1509番地1	平成19年6月16日

長寿福祉課

長野県告示第342号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成19年6月15日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）、住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成19年6月25日

長野県知事 村 井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	長野県建築士会安曇野支部	松本市島立 988-1	松本市島立 988-1
旧	長野県建築士会南安曇支部	南安曇郡豊科町豊科4960-1	南安曇郡豊科町豊科4960-1

会 計 課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年6月25日

長野県知事 村 井 仁

- 申請のあった年月日
平成19年6月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ながの観光立県支援フォーラム信州ビジターズビューロー

3 代表者の氏名

長谷川 知 弘

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡波田町6543番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、観光立県を目指す長野県において、地域観光産業の発展と、信州を訪れる障がい者、高齢者、小さな子供づれの家族、および海外からのビジターを含め、信州を愛するすべての世界のビジターに対して、「ホスピタリティ」を基本理念として地域観光協会や観光関連団体、市町村観光課等との情報交換、連携の強化、観光振興に関するアドバイス、プランニング、コーディネートを含む、情報や利便の提供とサポート事業を行い、安心して滞在できる豊かな街づくりとともに、住む人が誇れる活力ある街の創出を図ることにより、地域社会の活性化、および観光産業、経済の発展、文化、人的交流等による豊かで充実した地域社会づくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年6月25日

長野県知事 村 井 仁

- 申請のあった年月日
平成19年6月5日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人白馬の自然と花を育む会
- 代表者の氏名
佐藤 昭典

- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字神城24211番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、グリーンシーズンの白馬村に対して、高山植物や山野草の保全と自然環境を整える活動を通し、美しいまちづくりの推進を図ることに関する事業を行い、よって白馬村の自然景観を大事に育むことにより、観光と共生ある村づくりにより地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年6月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人マシュマロ
- 3 代表者の氏名
米山安彦
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大門並木町10番9号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立生活を支援する事業や市民の理解を得る為に必要な事業を行い、障害者が地域で当たり前に暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、平成19年6月13日、次の者を表彰した。

平成19年6月25日

長野県知事 村井 仁

産業功労者

- 相原 範 六 浅川 雅 史 笠原 一 洋
- 唐 沢 政 彦 北 山 嶮 小 林 桂 三

公告

平成20年度長野県農業大学校農学部学生を次のとおり募集します。

平成19年6月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 募集人員及び修業年限

学 科	修業年限	募集人員
総合農学科	2年	60人
専門技術科	2年	若干人

- 小林 宣 夫 佐藤 惇 高木 勇
- 谷 口 則 之 早田 覺 彌 峯村 忠 三
- 宮 川 昭 二 吉越 昇 遠藤 守 信
- 高野 和 頼 轟 軒 治 平松 快 典
- 柳 澤 秀 行 横 澤 馨 尾 和 慶 綴
- 地方自治功労者
- 矢 崎 和 廣 中 山 茂 樹 山 崎 昭 文
- 市 川 喜 太 郎 小 原 仁 櫻 井 俊 夫
- 清 水 隨 豊 土 屋 儀 一 掛 川 武 久
- 深 井 計 美 宮 崎 弘
- 体育功労者
- 齋 藤 節 朗 野 溝 和 男
- 消防功労者
- 伊 藤 正 義 金 澤 賢 治 手 塚 千 治
- 堀 内 周 次
- 統計功労者
- 石 井 禮 子 高 橋 千 世 子
- 社会福祉功労者
- 赤 羽 湯 子 市 村 喜 吉 宮 坂 敏 子
- 松 村 清 信 永 原 今 朝 男
- 保健衛生功労者
- 高野 四 郎 五 味 茂 喜 松 尾 宏 一
- 松 岡 伊 津 夫 三 宅 健 一 廣 橋 正 弘
- 卓越技能功労者
- 伊 藤 五 男 堀 部 清 一 郎
- 建設事業功労者
- 岩 崎 朋 弘 小 林 信 滝 澤 俊 二
- 忠 地 秀 起 前 田 信 丸 山 郁 二
- 矢 島 敏 男
- 環境保全功労者
- 南 榮 嗣
- 環境保全功労団体
- 長和町立和田中学校 三峰川みらい会議
- 景観美化功労団体
- アルプス花街道実行委員会
- 観光振興功労団体
- 九州と信州の会
- 山岳遭難救助功労者
- 田 中 德 長
- 防犯功労者
- 樋 口 芳 子

人 事 課

実 科 ・ 研 究 科	果樹実科・研究科	各1年	実科 合計 50人 研究科 合計 50人
	野菜花き実科・研究科		
	畜産実科・研究科		
	中信農業実科・研究科		
	南信農業実科・研究科		

2 一般入学試験

(1) 受験資格

ア 総合農学科

次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (4) 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）
- (9) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 専門技術科

次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- (7) 学校教育法による短期大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- (4) 都道府県立農業講習所（学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入所資格とする修業年限2年以上のものに限ります。）又は都道府県立農業者研修教育施設（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限ります。）の養成部門において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- (9) (7)又は(4)と同等以上の学力があると認められる者

ウ 実科

次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- (7) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (4) 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。）
- (9) 学校教育法施行規則第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 18歳以上であって、(7)、(4)又は(9)と同等以上の学力があると認められる者

エ 研究科

次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）であることとします。

- (7) 長野県農業大学校の実科を卒業した者
- (4) 学校教育法による短期大学を卒業した者
- (9) (7)又は(4)と同等以上の学力があると認められる者

(2) 入学志願の手続き

ア 提出書類

- (7) 入学願書（長野県農業大学校所定の用紙を使用してください。）
- (4) 調査書（最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあつては、卒業証明書、成績通知票又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。）
- (9) (1)のアの(9)又は(1)のウの(9)に該当する者にあつては、その事実を証する書類
- (4) 写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書にはってください。）
- (4) 受験票（長野県農業大学校所定の用紙にあて先を明記し、50円切手をはってください。）
- (4) その他校長が必要とする書類

イ 受付期間

平成19年12月21日（金）から平成20年1月11日（金）まで（郵送による場合は、平成20年1月11日までの消印のあるもの限り受け付けます。）

ウ 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書にはり、消印しないでください。）納付してください。

エ 入学願書等の提出先

受験しようとする学 科	提 出 先
総合農学科 専門技術科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話 (026) 278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話 (026) 246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒381-1211 長野市松代町大室2206 電話 (026) 278-6848
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話 (0263) 52-1188
中信農業実科・研究科	長野県農業大学校 中信農業実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話 (0263) 52-1148
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話 (0265) 35-2240

(3) 入学試験の実施

試験は、筆記試験及び人物考査とし、次により実施します。

ア 期日及び場所

(7) 期日 平成20年1月21日(月)

(4) 場所 (2)のエの入学願書等の提出先

イ 筆記試験の内容

(7) 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分) 数学(60分)	国語総合(注)1 (古文・漢文を除く。) 数学I(注)1	国語(60分) 小論文(60分)	国語総合(注)1 (古文・漢文を除く。) 1,200字以内
選択科目	公民(60分) 化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	現代社会 化学I(注)1 生物I(注)1 (注)2	数学(60分) 公民(60分) 化学(60分) 生物(60分) 農業(60分) から1科目	数学I(注)1 現代社会 化学I(注)1 生物I(注)1 (注)2

(注) 1 国語総合、数学I、化学I及び生物Iの内容は、旧課程及び新課程の共通範囲とします。

2 農業の内容は、各種作物の栽培管理(作物の種類、栽培、経営、機械及び流通加工)及び各種家畜の飼養管理(家畜の種類、飼育、経営及び流通加工)とします。

(4) 専門技術科

科目	出題形式	内 容
一般教養 (90分)	多枝選択	一般知識 文章理解 判断推理 数的推理 資料解釈
専門 (90分)	記述式	栽培原論 作物学総論 果樹・野菜・花き園芸学総論 畜産学総論 土壤肥料学 植物病虫害学 農業経営学

(7) 研究科

論文(90分、1,600字以内)とします。

(4) 合格者の発表

平成20年1月29日(火)に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

3 推薦入学試験

最終学校における成績が特に優秀であって、当該学校長から推薦された者(高等学校長の推薦は、平成19年3月に卒業した者及び平成20年3月に卒業見込みの者、その他の推薦は、平成20年3月に卒業見込みの者に限ります。)については、次により推薦入学試験を実施します。

(1) 入学願書の受付期間

平成19年10月15日(月)から10月26日(金)まで(郵送による場合は、平成19年10月26日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(2) 提出書類

2の(2)のアの提出書類のほか、最終学校の長の作成した推薦書

(3) 受験料

2の(2)のウのとおり

(4) 入学願書等の提出先

2の(2)のエのとおり

(5) 書類審査及び結果通知

提出された書類を審査し、審査の結果を平成19年11月9日(金)までに本人に通知します。

(6) 試験の内容

書類審査合格者については筆記試験を免除し、人物考査(小論文「60分、1,200字以内」を含みます。)を、次により行います。

ア 期日 平成19年11月21日(水)

イ 場所 (4)の入学願書等の提出先

(7) 合格者の発表

平成19年11月29日(木)に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

(8) その他

推薦入学試験に合格しなかった者で、長野県農業大学校に入学を希望する者は、2の一般入学試験の手続きにより受験することができます。

4 その他

(1) 入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。

なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封してください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

農業技術課

公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第28条第1項の規定により、大門中央通り地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年6月25日

長野県知事 村井 仁

1 氏名 眞嶋 正喜

2 住所 塩尻市大門一番町13番18号

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年6月25日

長野県知事 村井 仁

1(1) 許可番号 平成19年5月21日

長野県指令16建第10-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東筑摩郡山形村字名籠7318-1、7318-2、7318-3、7318-3地先から7320-9地先まで、7318-4、7318-5、7318-6、7318-7、7318-8、7318-8地先から7318-8地先まで、7318-9、7318-10、7318-11、7318-12、7318-13、7318-14、7318-14地先から7318-8地先まで、7318-15、7319-2、7319-3、7319-4、7319-5、7320-1、7320-2、7320-4、7320-5、7320-6、7320-7、7320-8、7320-8地先

から7318-1地先まで、7320-9、7320-9地先から字橋爪7602-3地先まで、7320-10、7320-12、7320-13、字橋爪7316-2地先から7316-1地先まで、7601-1、7601-1地先から7601-1地先まで、7601-1地先から字荒井田3419-3地先まで、7602-1、7602-2、7602-3、7602-3地先から7602-2地先まで、7602-4、7603-1、7603-2、7603-2地先から3420-3地先まで、7603-2地先から7633-2地先まで、7603-3、7603-4、7604-1、7604-2、7604-2地先から7604-5地先まで、7604-2地先から7618-2地先まで、7604-3、7604-5、7604-5地先から7603-1地先まで、7618-1、7618-2、7618-2地先から7618-1地先まで、7625、7625地先から7632-1地先まで、7625地先から7625地先まで、7632-1、7632-2、7632-3、7633-1、7633-2、7633-3、7635-4、7635-5、7635-6、7635-6地先から7635-6地先まで、7635-6地先から7635-4地先まで、7635-7、7635-8、7635-9、字那路う7654-1、7654-4、7654-5、7654-5地先から7654-5地先まで、7654-6、7654-7、7654-8、7654-9、7654-10、7654-10地先から7654-10地先まで、7654-11、7654-11地先から7654-11地先まで、7654-12、7654-13、字荒井田3420-3の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東筑摩郡山形村2030-1 山形村長 清 沢 實 視

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年6月25日

長野県長野地方事務所長 片 山 昌 男

- 許可番号 平成19年3月1日
長野県長野地方事務所指令18長地政第2-6号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字米持字久祿下416、字大仙438-5、439-4の内
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字須坂1230-50
信越商事株式会社 代表取締役 上 沢 広 光

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月25日

長野県立須坂病院長 齊 藤 博

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等及び数量
別表のとおり
 - 物品等の特質
仕様書のとおり
 - 納入期限
平成19年7月23日
 - 納入場所

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達する物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026(246)5511

4 入札手続等

- 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 別表のとおり
イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室
- 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成19年7月10日 午後5時(必着)
イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)
長野県立須坂病院 事務局総務係
- 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達物品名	数量	入札及び開札の日時	等級区分
レセプト院内審査支援システム	一式	平成19年7月11日 午前10時	A
DPC準備対応システム	一式	平成19年7月11日 午前10時30分	A

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月25日

長野県立駒ヶ根病院長 樋掛忠彦

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入をする物品等及び数量
普通乗用車1台(1,500ccワゴン、2WD、AT)
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 借入期間
平成19年7月27日から平成24年7月26日(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 納入場所
長野県立駒ヶ根病院
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと

と。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
駒ヶ根市下平2901
長野県立駒ヶ根病院 事務局
電話 0265(83)3181 内線 123
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年7月6日 午前11時
イ 場所 長野県立駒ヶ根病院 大会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成19年7月5日 午後5時(必着)
イ 場所 駒ヶ根市下平2901(郵便番号 399-4101)
長野県立駒ヶ根病院 事務局
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立駒ヶ根病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成19年6月25日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務 (2級)	平成19年 9月30日 (日)	午前8時30分から 午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔 梗ヶ原73番地116 中南信運転免許セ ンター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
雑踏警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の 事故が発生した場合における応急の 措置に関すること。
	実技試験	雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の 事故が発生した場合における応急の 措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手續

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話026(233)0108)に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(7) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成19年8月20日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成19年8月31日(金)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明す

る書面(警備業者が証明する「営業所所属証明書」)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万3,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話026-233-0110 内線3033)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月25日

長野県上田染谷丘高等学校長 志摩晴樹

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

多機能語学演習装置一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年9月1日から平成25年8月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県上田染谷丘高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59

年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字上田1710
長野県上田染谷丘高等学校
電話 0268 (22) 0435

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年7月5日 午前10時
イ 場所 長野県上田染谷丘高等学校 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年7月2日(月)午前10時までに提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上田染谷丘高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

正 誤

平成19年6月18日付け長野県告示第334号「急傾斜地崩壊危険区域の指定」中

ページ 行(箇所)

2 右側表中

誤

大字	字	地番	標柱番号
吾妻		4435番2	10号及び11号
		4319番3	12号
		4319番1	13号
		4324番1	14号
		4334番1	15号
		4389番	16号
		4437番	17号

正

大字	字	地番	標柱番号
吾妻		4435番2	10号及び11号
〃		4319番3	12号
〃		4319番1	13号
〃		4324番1	14号
〃		4334番1	15号
〃		4389番	16号
〃		4437番	17号

砂防課